

朝鮮後期の都庫

山本, 進
北九州市立大学

<https://doi.org/10.15017/1657927>

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 44, pp.58-85, 2016-03-31. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン :
権利関係 :

朝鮮後期の都庫

山本 進

はじめに

朝鮮後期（一七一—一九世紀）は倭銀や常平通宝の広汎な流通に象徴されるように、商品経済が飛躍的に発達した時代であった。この時代には漢城を中心に貢人（官物納入業者）や市塵（公許商人）、乱塵（無許可商人）、客主（委託販売業者）をはじめとする様々な形態の商人が登場し、また京商・松商・萊商・濟商など海外貿易と関連する地域別商人集団も出現した。本稿が考察の対象とする都庫とは、全国各地からもたらされる物産を大量に買い集め、最大消費地である漢城の市塵あるいは乱塵に販売する卸売り商人のことである。

都庫は都賈とも称され、稀に都雇や都執とも記される。都庫と都賈は音通（トゴ、ドゴ）し、買い占め商人あるいは買い占め行為を意味する。本稿では庫と賈の字義の違いを考慮して都庫を商人・商店、都賈を商行為と書き分け区別することにしているが、史料上においては厳格に区別されていない。ただ都賈より都庫の方が使用例が古く、「都庫を設ける」などの表現がなされるように、当初は物貨集積庫を意味していたものと思われるので、筆者による上記の使い分けもあながち恣意的なものとは言えないだろう。

さて朝鮮後期商業史は主として戦後の大韓民国で精力的な史料発掘と分析が行われてきた。その成果については先学

の学説整理に委ね^①、ここでは都庫に関する先行研究のみ取り上げたい。都庫に触れた研究は膨大に存在するが、韓国では一九六〇年代までは、安秉珪が「買占業者としての『都賈』はかなり古くまで遡ることができる。ただし商品流通の存在するところでは、『富商』『大賈』『都賈』などは不可避的存在であるからである」と述べているように^②、歴史的存在としての都庫は等閑に付され、検討の対象となっていないかった。また劉元東は、特権的商人である市塵に対立する新興商業勢力として乱塵に注目し、その一形態として都庫を挙げているが、都庫の実態に踏み込んだ分析は行っていない^③。一方姜万吉は、国役負担と引き替えに政府から独占権を付与された市塵による「官商都賈」と経済的実力を背景とした乱塵による「私商都賈」との対立図式で都庫を描出している^④。乱塵の私商都賈については、金泳鎬が先買・買占・産地支配の三形態に分けて分析しているが^⑤、それらは初期独占の深度の相違によるものと見なされており、市場支配が強まるにつれて社会的分業が如何なる変貌を遂げたのかについては踏み込んで論じられていない。そして一九七〇年代以後は、姜万吉の提示した官商と私商が対立したという構図が韓国の商業史研究において支配的見解となっている^⑥。

他方日本では姜万吉の研究に対し、河原林静美が官商都賈と私商都賈との二分論を批判し、実際には市塵（官商）も私商もその都賈行為において際立った違いが存在しないと論駁した^⑦。また乱塵と国家権力との密接な関係性に注目した須川英徳は、乱塵による都賈行為の背景に官房・官司・軍門などの「権力機関」による新たな特権授与と収奪の関係を見出した（須川書、七四―七五頁）。総じて先行研究は韓日を問わず買占め行為である都賈に関心を集中させており、都庫を商人の一類型として捉えるという視点が欠如していると言える。

ところで須川は「都賈（もしくは都庫）」という語は、大規模に品物を買集める（あるいは集積する）という意味がもともとの語義である。したがって、官司に物品を納入する貢人の場合に、『都庫貢人』と称されたり、納入された物品の代価は『都庫定式』により支給される、という用例があり、都庫という語自体には非難のニュアンスはない」と指摘する（須川書、五九頁）。語義自体の理解としては正鵠を射ているが、用例として引用されているのは建築や造船に

用いる木材を納入する貢人に関する史料であり、彼らは他業種とは異なり比較的早期から内都庫・外都庫を設置して官用材を独占的に収買することが公認されていて、『外都庫官議』『外都庫旧節目』『外都庫節目』など関連する官撰史料も残されている。内外都庫は国家から買い占め行為を黙認された特権商人であった⁵⁰。このような一部の例外的事例を除くと、英租期以降頻繁に登場する都庫あるいは都買の語は物価操縦と結び付けて非難の意味で用いられることが圧倒的に多く、都買という買い占め行為で物価が上昇したというのは一八世紀後半における支配層の共通認識であったこともまた厳然たる事実である。

しかし都買によって物価が不当に吊り上げられたという貢市人らの訴えは果たして真実なのであるか。第一に、一八世紀後半は常平通宝が大量に市場へ散布された時代であり、長期的に緩やかな物価上昇が起きていたとしても不思議ではない。またたとえば凶作などに起因する短期的な米価騰貴であれば、それは独り都庫だけのせいではなく、農民・地主・商人など現物を握る全ての者の囤積居奇（買い占めと売り惜しみ）に起因することは、中国史などを参照すれば自明である。

第二に、大規模に物貨を買い集める行為は確かに独占価格の形成に繋がる可能性があるが、それは安秉珪が言うように商品流通における当然の帰結なのであるか。商品市場が定期市段階に止まっている場合、売り手と買い手は斡旋・仲介業者（中国では牙行・牙人・牙儉などと、朝鮮では駟儉・主人などと呼ばれる。須川書、一三〇頁では駟儉を馬喰と解釈しているが、管見の限り馬匹売買に限定した用例は確認できない）を通じて自由に取引することができるから、牙行や駟儉が不正を働かない限り価格の操縦はできない。ところが一八世紀の漢城のように大規模な市場が形成され、流通過程で社会的分業が発生すると、物貨を集荷しこれを小売業者に卸す仲買問屋が発生する。彼らはより大量の物資を仕入れる目的で、時には物資流通の要衝で商人を待ち伏せて勒買（強制的買い入れ）を行うことさえある。

中国の経済的先進地である江南地方においては、「無頼」による「把持行市」と称される牙行の勒買行為が社会問題化したのは明末清初すなわち一六世紀末から一七世紀の時期であり、その背景には社会的分業の展開に対応した地方衝

門の商人に対する当官（舖戸の役）賦課の強化があった⁹⁰。中国の地方衙門に相当する収奪主体が朝鮮漢城の財政官庁（戸曹や宣惠庁・賑恤庁など）や「権力機関」と総称される宮房・衙門・軍門なのであろう。その点を剔出した須川の研究は卓見であると言えるが、では都庫が如何なる社会的分業の発展によつて形成されたのかという点については言及がなされていない。

一九世紀に入ると都庫は漢城から地方へと拡散するが、須川はそれを「十九世紀においては、首都を中心とする商業では単純な買い占めと価格釣り上げを内容とする都庫行為は影をひそめ、むしろ地方の邑・場市などに都庫行為が拡散していったことが読み取れるのである。そのような現象が発生した理由を漢城について述べれば、十九世紀に入つてからの首都商業は、単純な買い占めが困難なほどに商圏が拡大し、商品去来額が増大していたからと考えられる」（須川書、九四―九五頁）と捉え、漢城商業の量的拡大が都庫問題を発展的に解消したと理解している。

一八世紀末より「権力機関」が新たな財源としたのは地方浦口における独占的斡旋・仲介権である客主権であった。須川は李炳天の先行研究を引用し、「漢城周辺においては十七世紀半ばから、地方浦口においては十八世紀末から、それぞれ客主が発生しており、京江においては主に船商との専属契約の集積により、地方浦口においては官衙・宮房が既存の浦口商人を追認もしくは否定して新たに客主権を設定することにより、客主権が成立していった」（須川書、一二四―一二五頁）と述べる。

土地税や人頭税に財政の基盤を置いていた明清や李朝が急速に発達する商業に対し税制上の網掛けをすることができず、地方衙門や「権力機関」が個別的・非法的徴収を行つていたという理解は誤りではないだろう。しかしその原因を中央政府の怠慢や宮房・官衙あるいは地方衙門による恣意的な収奪に帰することはできない。東アジアにおける税制は「原額主義」に基づいており、新たな財源が発生したからといって、正規財政が直ちに新税を科派することは悪政と見なされた。逆に税収が見込めなくなった部門でも容易に税が廃止されることはなく、新財源から補填することで帳尻を合わせていた。中国の『賦役全書』を見れば一目瞭然であるように、税の名目と実態は時代が下るにつれ乖離するの

が常であり、新たに発生した商業的剰余に対する徴収は非法定的ではあるが恣意的とは言えない。

本稿の目的は都庫を買い占め・売り惜しみで独占利潤を貪る商人と捉えるのではなく、流通過程の再編成という文脈から理解することである。従って夙に河原林が指摘したように、官商都賈と私商都賈との対立という図式から一八世紀商業を把握する見方は採らず、むしろ明末清初の中国江南における牙行の成長を参考にして、都庫に仲買問屋としての性質を見出すことを企図している。そしてそれに付随して都庫や客主による独占が決して商業の発展を阻害するものではなく、発展の結果に過ぎなかったことを論じる。最後に朝鮮の新興商人層が辛亥通共以後も特定の官房・官衙に投属して納税と引き替えに保護を受けたのに対し、中国では各衙門による特定商人の困い込みが行われなかったという重要な相違点を、両国の行財政制度の違いから考察する。

一 貢人と都庫

朝鮮後期の漢城では正規の商業従事者は貢人と市塵に限定されており、併せて貢市人と呼ばれた。貢人は大同法の施行によって登場した政府公認の貢物調達業者である。大同法とはそれまで各邑に賦課されていた貢物を米や布など貨幣機能を有する商品（現物貨幣）によって代納させ、宣惠庁が大同米・布を代価として貢人に必需物資を購入させる制度であり、その目的は私的な防納（貢物代納）から民戸を保護するとともに、各種の税源を地税に一元化して宣惠庁で集中管理させることにあった。一方市塵は国初より漢城に居住する商人であるが、大同法の施行に伴い国役と称される物品調達や役務提供を義務付けられるようになり、その代償として禁乱塵権と称される独占的売買権が設定されるようになった（須川書、二〇頁）。これに反し、市塵商が平市署の市案に登録された物種以外の商品を買したり、市塵以外の商人が市塵の物種を売買すること（およびその行為者）は乱塵と称され、取り締まりの対象となった。但し貢人・市塵・乱塵の別を問わず、流通体系における社会的分業は未発達であった。須川によると「商品流通組織自体は未分化で

あり、行商・船商が自ら産地におもむいて商品を買入れ、消費地へと運んで販売した。商人が自己商品の運送を行っていたのである。そのため專業的運送業者の分化や為替送金業者の出現を見ることはなかった」（須川書、三二〇―三二一頁）らしい。但しこれまで商品流通の上流に位置する行商・船商と下流に位置する漢城の貢人・市塵・乱塵との関係には注意が払われてこなかった。須川を含む先行研究は市塵や乱塵あるいは船商や客主といった商人層と官房・官衙など「権力機関」との対抗と癒着に注目して議論してきたのである。従って上流の買付業者（中国では客商と総称される）と下流の小売業者（中国では坐賈と総称される）とが如何なる方法で取引を行っていたのかは依然として不明である。

ところで明末清初以降の華中南主要都市では、定期市における斡旋・仲介業者であった牙行が自己資本によって商品を買入れ、これを坐賈に卸売りする仲買問屋に成長していた。朝鮮の漢城で仲買問屋に特化した商人を特定することは容易ではないが、仲買問屋が形成される過程で生じた「白拉」「把持行市」に似た現象は散見される。中国でこれを行ったのは「無頼」と総称される者たちであったが、朝鮮でも「遊手無頼の輩」が要路に待ち伏せして廉価で勒買する行為が見られた（須川書、三四頁。典拠は正祖一五年正月二五日付の蔡濟恭の上啓）。彼らは乱塵と称されていたが、そのような買い占め行為は都賈と呼ばれ、またその行為者は都庫と言われた。

都庫は漢城で自然発生した買い占め商人であるため、その起源を特定することは困難である。ただ肅宗一八年（一九二）五月一七日付、礼曹判書柳命賢の上啓に、辛酉年（一六八一）貢人の経営が破綻し尽くし逃散したため、廟堂は戸曹銀一万三千兩を貸し出して元利の返済に充てさせるとともに、都庫の規を創出し、貢物価米の半分を貢人に支給し、もう半分は官家より都庫に納めて、料紙を買付けさせた^⑩と見えることから、その原義は政府出資の買物買付け機関であったようである^⑪。肅宗二〇年にも兵曹判書尹趾善が「昔年長興庫が蕩尽し收拾不能となつたので、清城府院君金錫胄と驪陽府院君閔維重が長興庫を主管し、都庫と名付けて官員に業務を委ね、以て国役に応じさせた。都庫は紙塵・茵席塵^⑫・柳^⑬・鋤^⑭」器塵に対し銀六二九〇余兩の債務を負つた」と上啓しており^⑮、市塵から物品を買付ける機関で

あつたことを裏付けている。

下つて英祖三年には李重協が戸曹の上啓として「甲申年（一七〇四）故判書閔鎮厚が養賢庫の貢物欠乏を打開するため、司贍寺を革罷して本曹に業務を移管し、少数の貢人に命じて都庫を作らせ、国役を負担させた」と述べているように¹³、都庫は貢人とは別建ての貢物調達機関であつたことが窺えるが、実際の業務は貢人に委ねられたようである。翌年には洪景輔も戸曹の上啓として「近来貢人が奢侈に溺れ、万余石もの価米を浪費に充てるので、応納物種が全く措備できなくなつたため、都庫を設置し、宣惠庁の貢物代価は全て都庫に入れるようになった」と述べており¹⁴、都庫の役割は貢人の責任を代替するものであつた。英祖一八年（一七四二）にも工曹判書金始炯が「三月一六日、偶然の失火により鴨島草場の都庫の家舎が全焼し、積置されていた草製品が灰燼に帰した」として、曾て白木塵が失火により国役を免除された事例に倣い、今回も貢人の応役を免除せよと請願している事例があり¹⁵、本来都庫とは貢人が設けた官物収蔵庫を意味していたことを裏付ける。これらの史料から明らかなように、都庫とは本来買い占めや売り惜しみとは無関係な、貢人の貢物納付を支援または代替する機関であつた。とは言え都庫に戸曹の銀や宣惠庁の大同米布が大量に投入されたこと、都庫を運営するのは貢人であつたことから、彼らが貢物を都買し、それが結果的に物価の操縦に繋がつたことは容易に想像できる。

ただ貢人の経営が行き詰まつたのは洪景輔が言うような浪費のせいではなかつた。李重協の上啓の直後、司諫院正言趙明翼は「近年以来国用は倍増しており、元貢の他に追加上納がある。しかし宣惠庁や戸曹は随時代価を支給せず、依頼の喫緊なるや否やに依つて支払いを加減する。未だ半額の規則が公布されていないのに、事目に違反し、親疎に依つて支払いを延ばす。且つ官司が貢人を私的に使役することは朝廷の禁令に明らかであるのに、最近では遵守されず、貢納困難化の一端となつてゐることが多々ある。曾ては良質の貢物であれば高額を提示して買おうとしても買えなかつたのに、今では半額で売ろうとしても買ひ手が付かない」と述べている¹⁶。すなわち財政の逼迫、官吏の収奪、市場競争力の低下などの諸要因により貢人が没落したのである。

都庫の意味が買い占め・売り惜しみによる物価操縦に変容したのは一七四〇年代からである。その主体は市塵や富民すなわち官商都賈や私商都賈であった。ただ貢人が物価操縦と全く無関係であったわけではない。英祖三十七年（一七六一）五月には右議政洪鳳漢が、漢城内の貢人と江上の米商が米を買い占めていると述べ、同年六月には行副司直洪麟漢が、宣惠庁近所の人や貢人輩が米を都執積置するので価格が日ごとに高騰していると述べている¹⁷。翌英祖三十八年にも漢城府判尹具允明が、漢城の米貴は都下の貢人と江上の貿商による囤積居奇が原因であると指摘している¹⁸。このように貢人も機会さえあれば買い占めによる大儲けを企図することもあったようである。ただ貢物代納業者という貢人の性格から考えた場合、彼らが時として一攫千金を狙うことはあっても、流通過程を再編成する動機はなかったものと思われる。それは市塵も同様であつて、彼らは政府から与えられた専売権を活用し、所謂「権力機関」からの収奪を極小化することで独占利潤を確保していたからである。だが商品流通が一定程度以上に発展し、漢城内での小売業だけでは十分な利益が得られなくなると、彼らは進んで仲買業に手を広げた。それが一七四〇年代以降の都庫である。そこで次に市塵と都庫について考察を進める。

二 市塵と都庫

朝鮮前期漢城の市塵は商税を賦課されていたが、市場に対する独占権は授与されていなかった。ところが一七世紀前期に財政事情が悪化したため、六矣塵を中心とする有力市塵に対し禁乱塵権と引き替えに国役が科派され始め、やがて各市塵に拡大していった。市塵側も新興商人との競争に勝ち抜くため、市場独占権を必要としていた。これが姜万吉以来の通説的見解である¹⁹。従つて市塵すなわち官商が禁乱塵権を楨杆として都賈を行うのは当然のことと考えられてきた。そして一七四〇年代から活動が顕著になる都庫は禁乱塵権の楨杆を突き破つて成長した乱塵による「私商都賈」で

あると見なされてきた。

ところで先行研究でも指摘されているように、市塵の物種独占権に例外を設けたのは他ならぬ朝鮮政府であった。すなわち孝宗元年（一六五〇）正月訓練都監は、最近都監の砲手（銃兵）が奉足価布を売る時、米商は乱塵であると誣告し、法司の吏が軍布を属公（没収）すると訴え、同年閏一月にも都監の軍兵が奉足価布を発売する時、刑曹の禁卒が乱塵と称して強奪したり贖木を徴収したりすると訴え、「今後軍兵市塵勿禁」という回答を引き出している²⁰。訓練都監の砲手は給料を綿布で支給されていたが、市塵や刑曹の下吏はその販売を乱塵と見なしたのである。当時砲手には良質の綿布が支給されており、彼らはそれを常木（通常の綿布）と交換して食糧や生活必需品を購入していたが、恐らくその過程で奉足価布を都売し巨利を貪る行為が発生していたのであろう。しかし政府は兵士を保護するため、かかる商行為を乱塵から切り離したのである。

訓練都監軍士による乱塵は肅宗元年（一六七五）閏五月にも問題化し、大司憲尹鑄は従前都監の軍士五〇名が坐市販売を許されたため、市塵民が被害を受けているとして、軍士による乱塵を禁止せよと上啓した²¹。しかし翌二年一〇月には工曹判書柳赫然が「訓練都監の軍兵らは料布により生計を立てるべきものであるが、父母や妻子のある者は給付された料布では生活が困難で、工役により資生する者、あるいは転販により資生する者がいる。過日軍兵の商行為は朝廷が定式によって禁断したが、彼らの手持ちの物は発売禁止の対象外とされたのは然るべき理由があつたからである」「簞笠や網巾は皆砲手が製造し、発売して資生するものである。最近網巾塵人が上言して、戸曹が砲手を禁断し市塵人に利益を独占させるべしと上啓するに至つたが、これは甚だ不都合である」と反論している²²。兵卒による乱塵は料布から笠や網巾（馬毛製のヘアバンド）など「手持ちの物」と呼ばれる特定の家内手工業製品にまで拡大されようとしていた。肅宗三年には戸曹判書吳始寿が砲手の乱塵も市塵と同様国役を負担させるべしと提案し、訓練院も納税に応じることにより仁祖朝以来の慣行が守られると判断したこと²³で、両者の歩み寄りが模索された²⁴。しかしその後しばらく軍士の乱塵に関わる平市署と軍門との確執は続いた²⁵。

ただ軍士の乱塵は管内で発生する廢物を利用して手内職品販売の域を出ず、都賈を行う經濟力はなかった。都賈を始めたのは他ならぬ市塵であった。英祖一六年（一七四〇）大司成沈聖希の上疏によると「当初の收税規則は、鮮魚と乾魚は課税対象に含まれず、塩魚のみ商船から徴税していたが、己酉年（一七二九）に廢止された。何故なら典僕輩が弊害を為したためである。ところが魚物塵人が隙に乘じ突如として塩魚もまた魚塵の貨利であると訴えるようになり、水陸行商および京江主人は皆彼らの掌握下に入った。彼らは都庫と称したり義契と称したりして、ほとんど丘に登って市場を壟断すると同じであり、取り残しはしない。その欲が満たされなければ妄りに乱塵と称して官に訴え、重罪を負わせるに至る。商旅は利を失い、怨声は路に連なり、京江の居民は廢業に至っている」とあり²⁶、魚物塵が都庫・義契と称して水陸行商や京江主人を傘下に収め、江上の居民を排除して利益を独占していた。

一方、英祖五年（一七二九）趙翼命が伝えた漢城府の上啓には「今沿江の居民嚴時らの訴状によると、漁商船が京江に停泊すると内外魚物塵人らが群を成して到来し、売値を交渉せず廉価で抑買する。少しでも価格を論じると、乱塵と称するぞと脅し、私的に殴打するだけでなく、捕らえて法司に突き出し、罰金刑を科することで、生計が成り立たないようにさせる。魚商らは痛み骨髓に入っているが、強弱の差が懸絶しており、未だ改善には及んでいないとある」と見える²⁶。魚物塵民は漢城府内での独占販売権こそ認められていたが、商品の強制的買い付け権は保有していなかった。そこで彼らは法司（刑曹下吏）と結託し、乱塵を脅し文句として魚商から勒買したり値段交渉を拒否したりし始めたのである。こうした市塵の圧迫に屈した商人の一部が都庫や義契に吸収されていったものと思われる。

他の物種についても調べて見よう。英祖二〇年（一七四四）四月、領議政金在魯は「平市署の報告および塩塵市民の訴状によると、塩塵都庫の暴虐が顕著になったため、塩船をはじめ魚船・醢（塩辛）船・柴船・木物船は皆内需司や諸官司に投属して保護を得るようになった」と上啓し、備辺司副提調洪象漢も「塩塵だけでなく十数年来諸塵には皆都庫があり、本塵の市人は漢城内で無頼の輩を糾合して江上に送り、都庫を設置して、外方より商船が来泊すると品物を低価勒買するようになった」と述べ、右議政趙顕命も「都庫が出来してから柴束の如き微細な物種も江民は任意に売買す

ることができなくなつた」と語つている²⁷。また英祖一七年、趙榮国は備辺司の上啓として「只今市麿の痼弊で京外民人が強い不満を示すのは、ひとえに都庫が市価を操縦し専利を強奪することであり、その弊害は極まりない。また京兆（漢城府）に命じて嚴禁痛断すべきである。中でも最も弊害の深刻な三江柴木麿・塩醢麿の類は首謀者を捜し出し、刑曹に移送して嚴罰に処すべきである」と唱えている²⁸。更に英祖二二年には掌令金翰運が「最近聞くとくろでは麻浦の富民三〇―四〇人が大家に集まつて麿号を作り、各種の魚醢物種を一所に積置し、名付けて都庫と言う。価格を操作して発売し、食品を高騰させている。且つ京外を問わず醢商が麻浦に来泊すると、收税と称して、白蝦であれば毎船十分の一の税を勒索し、その他の塩辛も甕数の多寡に応じて毎船一〇余両を收税する」と述べている²⁹。因みに『各麿記事』によると、癸丑年（一七三三または一七九三）外麿は、麻浦の船主人（江上魚商主人とも称されている）呉世万・李東石・車天載・林蕃・李世興・李次万・姜世柱らが三江無頼の輩七〇余名を率いて江上に魚麿を私設し、各処の魚商の物貨を都執して、これを都庫と呼んでいると刑曹に提訴している³⁰。

ここで注目されるのは非難の対象となつてゐるのが市麿ではなく都庫だということである。都庫は市麿が麻浦などの浦口に設置した倉庫であり、市麿が派遣した「無頼の輩」によつて運営され、江上商人や船商より商品を低価で購買していた。一方、魚醢の事例では、麻浦の「富民」が団結して乱麿を結成し、「無頼の輩」を率いて都庫を運営していた。ここでは都庫が買い占め行為ではなく買い占め機関であること、その設置主体は概ね市麿であるが、乱麿の都庫もあれば前章で見たように貢人の都庫もあつたこと、以上二点を押さえておこう。

それでは漢城での専売権を保障されている市麿が何故浦口において都庫の設置に乗り出したのであろうか。従来船商が浦口に来泊すると、江上の居民が価格を交渉して貨物を買取り、それを漢城の市麿に売り捌いていたものと見られる。しかし浦口における物貨集散量が増大すると、市麿は江上居民を排除し、暴力的手段も辞さずに商品を大量買い付けするようになった。市麿が仲買業に進出するようになったのである。一方江上の富民層も私設の市麿すなわち乱麿を結成し、都庫を開設して仲買業を営むようになった。英祖二〇年八月には李春躋が儀賓府の上啓として、従来京江塩商

船人は塩塵（都庫）の苛酷な徴税を逃れるため内需司に投属していたが、市塵の訴えにより革罷されたため、今度は儀賓府へ来たり、若干の税銭と引き替えに公家の保護を願ひ出たと報告している^①。この事件は須川により一般商人が納税を通じて権力的背景を獲得していく過程と捉えられてきたが（須川書、五九―六一頁）、視点を変えれば塩商や船人が塩塵都庫の勒索を回避するため、やむを得ず公権力の保護を求めたと読み取れる。

仮に都庫を物種専売権の延長上に指定される商品買い占め権と解釈すると、何故一七四〇年代頃から都庫が頻出するようになるのかの説明でなくなる。しかし都庫を一種の仲買問屋と見なすと、この時期の商業発展が流通過程の再編成をもたらしただけでなく、漢城で消費される大量の物貨はその多くが麻浦などの浦口や楼院など陸上交通の要衝を経由して流入していた。ここに都庫という仲買問屋が発生し、城内の市塵に商品を卸売りし始めたものと思われる。確かに彼らは時として暴力的手段をも辞さずに船商から無理やり物貨を抑買していた。しかし明末中国で仲買問屋が勃興した時も、「無頼」による「白拉」「白頼」や「把持行市」といった貨物の強奪や私税の徴収は見られた。流通過程の寡占的掌握は暴力行使をも厭わない程魅力的であったからである。逆に流通過程が再編成されると末端の小売商に過ぎない市塵は仕入れ価格の決定権を都庫に握られてしまう。彼らが江上に都庫を開設したのは取扱商品の安定的確保を企図するものであり、江上の富民も仲買業による利益を得ようと目論んだのであろう。

都庫の禁止が朝廷で議論されるのは英祖二十九年（一七五三）漢城府右尹李瑯の發議を嚆矢とする。同年四月五日、彼は「大抵魚物塵には内外両塵があるが、外塵は江上で折価勸買し、その利を独占している。もし他人が勝手に売買を行えば、乱塵として捉納する。故に船人は元手を失つて帰り、物価はこれにより騰貴し、その弊害は堪え難い。臣はその中の佐飯（塩魚）・塩・醢の三塵を廃止しようと欲するが、靈城君（朴文秀）の考えは廃止に反対である」と述べ、京江三外塵、特に外魚物塵の廉価での勸買行為が深刻化していると主張した^②。外魚物塵は一七世紀に城門外において結成された新興の市塵であるが（須川書、四六頁）、李瑯は彼らが江上で都買を行っているとして、塩・醢両塵と併せて京江における市塵の都庫を禁止しようと図ったのである。四月二二日、李瑯は袖の中から節目を取り出して読み上げ、

「曾て裁可を受けた漢城府の節目によると、四分の三は塵人に売買を委ね、四分の一は船人の自由販売を許し、禁乱塵權を行使してはならないとした。このように節目が制定されたにもかかわらず、只今塵人は四分の一についても、許可を受けた公事であり節目により委託されたものと見なし、禁乱塵權不行使の条文も遵行せず、四分の一さえも船人の自由販売を許さない。ここから推し量つて見ても、もし市塵を革罷しなければ、乱塵（取り締まり）の弊を除く途は無いことは明らかである」と主張したが、朴文秀は「各路の船人が物資を積載して来ると、所謂江主人なる者がいて接待籠絡し、船人をして彼らの物貨を自由に売らせまいとする。こうして江人は価格を引き下げて買い付け、利益を横取りする。塵人の弊は誠に李瑄の言の通りであるが、江人の弊もまたこのように多いのである」として、江上市塵だけでなく（江主人も売買を壟断している）と反論している⁽³³⁾。

これらの議論から、市塵は原則として漢城内での物種専売權を行使するに過ぎなかったが、この頃既に浦口での買い付けにも触手を伸ばしていたことが読み取れる。漢城府もまた江上市塵に舶来貨物の四分の三を上限とした独占的買い付け權を付与していたらしい。一方朴文秀は市塵の弊害を認めつつも、彼らを擁護する意図によるものか、むしろ責任を江上の仲買人に押し付けようとしている。両者の主張を重ね合わせると、一八世紀中葉の京江浦口では江上市塵と江主人が共に都賣を行い、商品仕入れの主導權を巡って熾烈な戦いを繰り広げていたことが窺われる。

議論はここで決着せず、七月九日には李瑄が再度沿江市塵の革罷を強く求めたのに対し、靈城君朴文秀は「李瑄が（沿江市塵を）革罷せよと言うのは堂々たる正論だが、三江魚塵および塩塵・卵醢塵の都合五塵は皆三百年來の市塵であり、もし（沿江市塵を）革罷しようとするなら、これら五塵は皆廃止すべきであるが、これは誠に困難である。今もしその塵を革罷せず、乱塵（取り締まり）の弊を革罷するなら、好都合である」と反論し、行左參贊申晩も「李瑄は江塵を革罷した後、乱塵都庫の弊を除去すべし」と言い、朴文秀は老舗の市塵は革罷が難しいので、これを革罷せず弊害を救済するのが良いと言うが、臣の意見は靈城と同じである。洪鳳漢と左相・右相の意見も皆そうだ」として朴文秀に同調した。行副司直洪鳳漢は「宰臣（李瑄）の発言は正論ではあるが、今たとえこれを革罷しても、しばらくすると必ず復活

するだろう。もし（市塵を）革罷せずその弊害だけを除く方途が有るなら、必ずしも革罷しなくてよい。臣が聞くところでは、銅雀江の人は先に銭を出して魚物塵に納め、魚物塵人は銭を受け取った後は取り締まりを行わず、任意の売買を許すので、迷惑を被ることは無いと言う。他江でもこの例に倣って執行すれば良いだろう。しかし（彼らは）既に均役庁へ納税しているのに、更に魚物塵にも銭を納めさせるのは困難だ」と述べた。この間朴文秀は一貫して革罷に反対し、李瑄も主張を曲げなかったので、廷議は中断された³⁴⁾。七月一九日に再開された議論では、国王英祖が市塵を革罷せず都庫の弊のみを除去すべきだとする朴文秀の主張に与し、その方法について下問したが、朴文秀は先ず西門外の都庫を禁止すればその他の都庫も容易に無くなるであろうと述べるに止まった³⁵⁾。

英祖二九年の議論を通して理解されるのは、第一に、李瑄だけでなく英祖や諸臣も江上市塵による都賈の弊害を十分認識していたこと、第二に、それにもかかわらず李瑄を除く全ての為政者は市塵の革罷が財政上不可能であると考えていたこと、第三に、江上の居民も江主人として都賈を行っており、市塵側が禁乱塵権を行使して江主人を弾圧することもあるれば、銅雀江の事例のように江主人が市塵に税銭を納めることで共存し合うこともあったことである。従ってよしんば李瑄の提案が裁可されたとしても、江上における都賈行為は終息しなかったものと思われる。市塵が都賈の主役であったことは確かであるが、市塵を革罷したところで江主人が代わりに都賈を行うに過ぎず、各種の商人層が物貨集荷の主導権を巡って激しい争奪戦を展開している中で、彼が想定したような船商と江上居民との真に自由で公正な取引は実現しなかったであろう。

結果的に江上の市塵問題は放置されてしまい、市塵による勅買の弊はますます激しくなっていた。英祖三〇年八月には右參贊洪鳳漢が、塵人が（市価の）半値で魚塩を勅買するため、船商が失業するに至っていると報告し、（閔維重が作成した）甲子節目では船商が市塵に納税すれば任意売買を許すべしと定められたが、塵人はこれを不利だとして遵行せず、弊害が一層激しくなったとした上で、江弊除去の要道は魚塩塵の革罷に勝るものはないが、老舗の市塵を倉卒に廃止できない現状を鑑みて、何らかの便法を講ずるのが適切であると建言している³⁶⁾。しかし彼も具体的方策につい

ては言及していない。一方英祖三一年正月には行兵曹判書洪象漢が「松坡の居民が京外の中都児や乱塵と結託して三南・北道・嶺東の商賈を同地に誘引し、各塵の物種を村中に積置し毎日販売しており、京人で乱塵を業とする者は禁卒の取り締まりを恐れて松坡で品物を仕入れるため、京市は次第に利益を失っている」と上啓しており、松坡では江主人が仲買における支配権を確立し、漢城市内の市塵を脅かしていた。

その後も都庫の弊害はしばしば廷議の俎上に入った。たとえば英祖三十六年（一七六〇）四月には領議政金尚魯が、都庫の禁令が近頃弛緩し、特に弊害の顕著な江上では居民や船商が悲鳴を上げていると上啓し、八月には各塵都庫の弊が最近深刻化していると述べており、また十一月には右議政閔百祥が市塵都庫の弊を厳禁せよと訴えている如く³⁶、多くの場合市塵に非難の矛先が向けられた。ただ、翌年五月には右議政洪鳳漢が漢城内の貢人と江上の米商が囤積居奇を行っている³⁷と述べ、六月には行副司直洪麟漢も貢人が貢価米を都執積置したことで米価騰貴を招来したと上啓しているように³⁸、貢人もまた米問屋として都庫を運営していたらしい。

ここで注意すべきは、都庫の弊とは単に囤積居奇による物価の高騰だけでなく、麻浦や松坡など漢城付近の集散地における問屋間の物貨争奪戦でもあったことである。後者の場合、市塵都庫が禁乱塵権を濫用して江主人や船商・江上居民を圧迫する場合が多かった。そこで英祖四四年（一七六八）左議政韓翼誓は、六矣塵以外の市塵を革罷し、任意売買を許可すべしと提案し、領議政金致仁も都庫の類は大小を問わず厳禁せよと主張し、裁可された。この事實は既に須川英徳によって辛亥通共の先行事例として紹介されている（須川書、三八―三九頁）が、乱塵の弛禁と都庫の禁止が併せて提議されていることは重要である。須川はこれを韓翼誓が持ち出した乱塵問題を金致仁が都庫問題に拡大したものと捉えているが、本稿の分析視角に即して理解すれば、両者とも都庫の革罷を目的としており、ただ韓翼誓が市塵による禁乱塵権を楨杆とした都庫行為に焦点を合わせたに過ぎないことになる。金致仁だけでなく韓翼誓もまた都庫すなわち仲買問屋を排除することで陸商・船商と江上居民との「自由」な交易が復活できると信じていたのである。

結局韓翼誓の提案は市塵の抵抗に遭い、失敗に帰した。その後市塵を中心とした都庫はますます増大する。英祖四七

年には韓翼馨が、近來城中の市塵は大小を問わず「都家」すなわち都庫を設け、中都会（中都兎とも称される仲買人）を組織して仕入れ価格を引き下げさせ、「小小の塵」すなわち小売人には自己の塵以外からの買い付けを許さないと報告した⁴⁰。刑曹判書沈鏞も、折草（煙草）塵人らが要路で物貨を抑執（勒買）し、都城門の内各処に集積して価格を操縦する一方、塵民であつても自由な仕入れを許さないので、富者は益々豊かになるが郷外商賈の不満は限界に達していると上啓している⁴¹。英祖五〇年には魚物塵が、中都会が樓院にて魚物を買ひ占めており、我々も郊外での出賃を許して欲しいと願ひ出ている⁴²。当初市塵が郊外に派遣していた中都会がやがて問屋として独立し、魚物塵と競合するに至った模様である。翌五年には刑曹左郎李潤明が、近頃各塵の都庫は外方から流入する物貨を途中で買ひ占め、他処への販売を防遏するので、物価が高騰していると報じている⁴³。

これらの事例から乱塵問題の核心は市塵の物種専売権ではなく、仲買問屋として成長を遂げた都庫にどう対処するかという点にあつたことが窺ひ知れる。問題を複雑にしていたのは、都庫開設者の多くが市塵であり、彼らが禁乱塵権を振りかざして陸商・船商による自由な卸売りを抑制したり、小売人による自由な仕入れ先の選択を禁止したりしていたことである。それ故政府は都庫の歴史的役割を積極的に評価できず、市塵の特権である禁乱塵権と都庫とを併せて禁止する方針を採つた。その到達点が正祖十五年（一七九一）蔡濟恭が主導した辛亥通共である。

辛亥通共については先行研究が詳しく論じているので、ここではその詳細な経緯を省略するが、蔡濟恭の上疏の要旨は、近年設立された零細市塵が禁乱塵権を行使して商品を買取するため物価が高騰したので、六矣塵を除き通共和売を許すことで都買の弊害を断とうとするものであつた（須川書、三五頁）。これまで彼らの都買行為は市塵が持つ強力な特権性の象徴と理解されてきたが、須川は逆に零細市塵の資金力不足と流通網掌握の未熟さの表れであると解釈した（須川書、四二頁）。しかし両者とも市塵を漢城市内の小売り商と捉え、都買を小売り品の買ひ占め行為と理解している点では共通している。だが本稿で縷々言及したように、一八世紀後期の都買は漢城周辺の物貨集散地で発生していた仲買商による商品の集荷・集積行為であつた。

それと関連して注目すべきは、物貨集散地に開設された都庫に携わる者が多岐に渡っていたことである。英祖五一年領議政金尚喆は、奸細の徒が魚物や薬材を都庫していると上啓している⁴⁴。正祖二年（二七七八）漢城府主簿李宜耆は、近来都庫の弊すなわち富民が錢財を抛出して低価格で各塵の商品を買い占め、高価格で塵人に卸す行為が深刻になっていると述べている⁴⁵。正祖五年には内魚物塵市民が、七牌・梨峴の中都児が樓院の都庫崔景允・李聖（星）老・嚴次起らと結託して漢城に流入する魚物を買ひ占め、都庫に積置して乱塵に販売すると平市署に呈訴している⁴⁶。正祖六年には李在学が備辺司の上啓として、樓院の店幕が中都児や松坡（の商人）と結託し魚物を都執しているので取り締まらなければならないという魚物塵民の請願を伝達しているが⁴⁷、樓院の二百余戸は魚塵民が都執を行っていると刑曹に対抗提訴している⁴⁸。正祖一二年には京居の布塵と内外魚物塵市民が、富商巨賈が樓院にて場市や店幕を私設し、北商と結託して都賈を行っていると告発している⁴⁹。正祖一四年には行副司直愼基慶が、東村の旅客主人が樓院・興仁門・恵化門で東北魚商から魚物を勒買していると上疏している⁵⁰。魚物だけでなく米も都賈の対象となっていた。正祖三年正月には侍読官金憲と檢討官南鶴聞が京城内外や五江の富商による米穀の買い占めを、同年一月には檢討官朴天行が貢人による均役庁庫米の買い取りを、正祖六年には持平李羽晋が駈僮による宣恵庁平糶米の買い占めと諸路への転売あるいは囤積居奇を上啓している⁵¹。このように都賈を行う者は貢人・市塵の他、富民と総称される者、中都児・店幕・旅客主人・駈僮と呼ばれる仲買人・宿屋・周旋業者など様々な業種に及んでおり、互いに商品仕入れの主導権を巡ってしのぎを削っていた。辛亥通共は彼らの都庫を禁止する政策であった。

従って都庫の禁止については通共政策の実施当初より効果を疑問視する声が存在した。正祖一五年六月には領敦寧府事洪湊性が、都庫は誠に民間の痼弊ではあるが、禁止しても止まないであろうと主張しており⁵²、翌一六年二月には右議政朴宗岳が、通共後物価は翔貴し、都庫は以前一―二人に過ぎなかったものが幾十―幾百人に増えていると述べている⁵³。同年一月には麻浦米塵市民が、昨年春より門外米塵が彼らの「咽喉の地」に中都児を多設して利益を奪っていると訴えている⁵⁴。正祖二二年には右議政沈煥之が、通共後物価は高騰し、塵民は凋落し、雜塵・都賈の弊も現れたと

語っている⁵⁵⁾。

ただ一九世紀に入ると漢城周辺での都庫の弊に関する議論は下火になる。一方で新たに開城商人などによる地方集散地での都庫が出現した。純祖十一年（一八一）三月の貢市人詢瘼では布慶民が、昨年松商金啓賢が元山にて孫仁叔・金允鑑と結託し、北來の布商から商品を都執して散売したと告発している⁵⁶⁾。純祖十七年には右議政南公轍が、松都を中心に富商による木綿都買の弊が蔓延していると述べている⁵⁷⁾。純祖二十七年正月の貢市人詢瘼でも涼台慶市民が、松都や京畿道南部の安城で松商が都買を行い価格を操縦していると訴えている⁵⁸⁾。しかしながら松商による都買行為を記した史料もここに挙げた数例程度であり、都庫が地方にも拡散したことは読み取れるが、特定商人が地方物産の独占集荷を行うようになったとは到底言い難い。都庫の弊を訴える言説が史料上から次第に姿を消していった主因は、通共政策が成果を発揮し始めたからではなく、京江で旅客主人（客主）が物種別・地域別の独占的集荷権を確立し、地方浦口でも主人権が発生し始めたからであると思われる⁵⁹⁾。

三 権力と都庫

一七四〇年代から急増する都庫は、単に囤積居奇によって利鞘を稼ぐ商人でなく、浦口や街道にあつて、時として暴力行為をも辞さず船商や陸商から商品を買ひ占める仲買問屋であつた。彼らの集荷行為は零細な物貨を漢城に売りに來る陸商・船商にとつても、また陸商・船商から特定物種を買ひ取つてきた市慶にとつても脅威であつたが、市慶もまた中都兎を集荷地に派遣して都庫を開設していた。一八世紀後半の漢城周辺では商品市場の拡大・發展に伴つて産地売込商と漢城小売商との間に立ち物貨を卸売りする新たな商業形態が様々な軋轢を伴いながら成長し、流通過程を再編成していったものと考えられる。一九世紀になつて都庫に関する記録が減少するのは商品取引額が増大したからではなく、自然発生した都庫が須川の言う「権力機関」によつて客主として収斂されていったからだと思われる。

本稿は都庫を社会的分業の帰結という観点から描き出すものであり、公権力と商業との関わりに注目した須川の研究と対峙するものでは決してない。ただ既に指摘したように一六世紀末以降の中国江南でも牙行による勒買問題が発生しており、雍正四年（一七二六）の牙行制度改革で終息した。この改革は州県が牙行や舖戸に与える独占的營業権の見返りとして恣意的に当官（舖戸の役）と呼ばれる徭役を賦課することを禁止する一方、牙行の營業許可証である牙帖の頒給権を布政使に帰属させ、牙帖数を厳しく制限した。ただ当官は州県の必要経費でもあり、これを廃止することは不可能なため、牙行から牙税およびその付加税である陋規を徴収し、これを財源に充てさせた。このように明清中国における官府と牙行・舖戸との関係は、朝鮮後期における官房・官司・軍門など所謂「権力機関」と貢人・市塵・都庫との関係に似ている。

にもかかわらず中国の商業がその後も順調に発展するのに対し、須川は「李朝国家の商業統制手段は、国家的物資収取体制の必要性、すなわち具体的な使用価値物の調達を目的に漢城中心に編成されたものであり、本来は身分的・世襲的性格を有する商人団体である市塵や貢人契を通じて、そこに属する商人を掌握する以外の手段を持たなかった。したがって、国家的物資収取体制を母体としつつも、すでにそこから脱却の度合を高めて自立的に発展しつつあった全国的商品流通網——場市網の発達、漢城への船運業の成長、各地浦口における客主の成立——に対して、体系的掌握手段を有さなかった。このような不備に乗じて各権力機関による商業課税は、拡大していったのであり、国家権力と全国的商業の接点是一部市塵商や貢人などを除き、収税に対する可否の議論のみへと極小化していった。しかも収税権は恣意的に設定されたので、朝鮮商業における合理的な資本蓄積機会や計算可能性の発達をいちじるしく阻害した」（須川書、三二三頁）と、否定的結論を導き出している。観察者によって史料の評価に相違が生じるのはやむを得ないにしても、このような極端な差異は無視できない。ではその原因は何処にあるのだろうか。

第一に、先行研究によると乱塵を行った者は軍門の兵士や官房・勢家・衙門の奴子・吏胥など権力を背景としていた。また新興商人層も「権力機関」に納税し、見返りに保護を受けていた。中国でも地方衙門による牙行や舖戸からの物資

收取体制が当官（舖戸の役）として確立していたが、商人層は地方衙門に投属して庇護を受けようとはしていない。その理由の一つとして彼らが会館・公所などと呼ばれる同業組合を組織していたことが考えられる。中国の商人は個別に公権力と癒着するより組合を結成して官府と負担交渉する途を選択していた。現在残されている当官関連の碑刻史料は、商人集団が当官の総額を知県と約束して石碑に刻んだものである。

第二に、中国の官僚機構は上下関係が明確に定められており、州県など末端の地方衙門は商人から徴収した当官や陋規の一部を地方行政経費として使用し、残りを府や直隸州などの監督官庁に規礼（付け届け）という形態で饋送（上納）し、これらは更に道台・布按両司・督撫へと饋送され、最終的に京官まで送達されていた⁶⁰。このような陋規需索・規礼饋送体系が確立されていたため、それぞれの「権力機関」が個別に商人を困い込むことは起きなかった。従ってある商人が自己居住地の知県の統治に不満を抱き、知府に陋規を納めて庇護を願い出たとしても、知府はこれを受け付けないであろう。蓋し知府は知県から定期的に規礼を受け取っているからである。これに対し朝鮮では、行政機関である衙門ばかりか軍門・宮房・勢家までもが個別に権力を行使し、上級機関への饋送体制も確立されていなかった。朝鮮の末端行政単位である州・府・郡・県は格式の差こそあれ並立しており、また觀察使も各邑の守令を直接統轄しておらず、守令は各々漢城に京邸を設けて京主人を置き、中央政府との連絡や税貢の納付を行わせていた（但し監營・兵營にも宮主人・兵營主人を置き、必需品の貢納を代行させていた）。そして京主人は都賈も行っていた⁶¹。明清中国の場合、州県から送られた錢糧は各省に設置された布政司庫に納入され、布政使がその出納すなわち起運（京師や他省への転送）と存留（当該司庫での保管）を担当していたが、朝鮮の觀察使にそのような機能や権限はなかった。

簡潔に言うと、朝鮮の「権力機関」は座して下級機関からの規例饋送を待つことができず、自ら商人を困い込んで私税を徴収しなければならなかった。またそのような行為が容認されている以上、「権力機関」はできるだけ多くの商人を取り込み、利益の極大化を図ろうと努力した。都庫や客主など一八世紀後期より成長し始めた仲買商もまた同業者との厳しい競争を勝ち抜くため、より強力な「権力機関」の庇護を得ることで優位に立つたのである。商業の発展

が生み出す新たな剰余の収取を中国は陋規・規礼によって体系的に行い、朝鮮は「無名雑税」によって個別的・恣意的に行った。それ故中国では商人が結束して地方権力に對し、ある程度公平で規則的な収取を行うよう交渉することができたが、朝鮮では個々の商人と個々の「権力機関」が競い合いながら、それぞれ商業特権と商業的剰余収取を拡大しようとしたのである。両者を分けたのは支配機構が系列化されているか否かであり、乱塵あるいは都庫・客主は決して新特権的商人ではなかった。

おわりに

一七四〇年代より漢城周辺で急成長した都庫は地方から陸商や船商によって運ばれて来る物貨を要路や江上にて買い集め、これを市塵に卸す仲買商であった。彼らは時として暴力的手段に訴えることもあり、為政者からは囤積居奇によって物価を操縦していると指弾されたが、都庫禁止令が奏効しなかったのは、商品市場の発達により、市塵は漢城内での物種専売権だけに頼って利益を確保し、以て国役に応じることが困難になりつつあったからである。従って都庫の設置者は要路や江上の富民だけでなく、市塵が「無頼の輩」あるいは中都兒を派遣して都庫を運営させることも多かった。また貢人や店幕・旅客主人・駟僮による都庫も見られた。

客商が農山漁村で生産された物貨を駟僮を介して定期市にて収買し、これを都市の市塵に売り込んでいた時期においては、数量や卸値は交易の都度、産地や市場の趨勢を反映して偶然的に決定され、市塵が商品を恒常的に確保し利益を安定的に獲得することは容易ではなかった。都庫の登場は客商と市塵との間に入り、流通過程を再編することで商品の安定供給を容易にした。しかしその見返りとして市塵は大損も大儲けもできなくなった。一九世紀になると都庫は下火になり、公権力の認可を受けた客主が仲買商として浮上するが、これは「権力機関」が都庫に對し納税と引き替えに客主権を付与し、小売商である市塵や乱塵に代わって仲買商を利藪の中心に据えようとしたものと考えられる。都庫が私

充牙行であるとすれば客主は官許牙行であると言えるだろう。

註

- (1) さしあたり須川英徳『李朝商業政策史研究』東京大学出版会、一九九四年（以下、須川書と略記）、序章「李朝後期商業への本書の視角」および第一章「乱塵に見る十八世紀商業界の矛盾」、金東哲著・吉田光男訳『朝鮮近世の御用商人—貢人の研究』法政大学出版局、二〇〇一年を参照。また概説としては朝鮮史研究会編『朝鮮史研究入門』名古屋大学出版会、二〇一一年、第五章第三節第三項「財政制度と経済システム」が簡潔で便利である。

(2) 安秉珪『商品経済の発展と私商—一八世紀を中心として—』『朝鮮史研究会論文集』五集、一九六八年、一八頁（安秉珪『朝鮮近代経済史研究』日本評論社、一九七五年、一四四頁所収）。

(3) 劉元東『李朝後期商工業史研究』韓国研究院、一九六八年、第五編「十八世紀後半期에 있어서의 封建商業의 崩壊過程—乱塵을 中心으로—」、同「一九世紀初期의 封建商業의 崩壊過程—初期独占의 崩壊를 中心으로—』『歴史学報』四八輯、一九七〇年、同「李朝後期経済成長過程研究—一八・九世紀 商工業을 中心으로—』『経済史学』一〇号、一九七五年。

(4) 姜万吉『朝鮮後期商業資本の發達』高麗大学校出版部、一九七三年、第五章「都賈商業과 反都賈」一六八—一六九頁。

(5) 金泳鎬『朝鮮後期에 있어서의 都市商業의 새로운 展開—乱塵을 中心으로—』『韓国史研究』二輯、一九六八年、三五—三八頁。

(6) 高東煥「二八세기 서울에서의 魚物流通構造」『韓国史論』二八輯、一九九二年、李旭「二八세기말 서울 商業界의 변화와 政府의 対策」『歴史学報』一四二輯、一九九四年、卞光錫『朝鮮後期市塵商人研究』혜안、二〇〇一年、第六章「통공이 후 都賈商業의 발달과 市塵商權의 동향」など。

- (7) 河原林静美「十八・九世紀における慶人と私商について」『朝鮮史研究会論文集』一二集、一九七五年、一一二頁。
- (8) 外都庫については、前註(一)金、第三章「外都庫貢契の成立と組織」を参照。同書、七八頁には「内都庫・外都庫貢人は朝鮮時代後期の商人組織の名称に『都庫(都賈)』を使用する唯一の例である」と記されている。また『承政院日記』にも肅宗末から英祖初にかけて「船材都庫人」という表記が出現する。
- (9) 拙書『明清時代の商人と国家』研文出版、二〇〇二年、第六章「明末清初江南の牙行と国家」。以下、明清商業史に関する記述は同書に基づく。なお同論文に記したように、明清史において当官(舖戸の役)を最初に発掘したのは佐藤学である。
- (10) 『承政院日記』第三四八冊、肅宗一八年五月一七日。
- (11) 前註(4)姜、一五六頁も『備辺司謄録』所載の同文を引いて「都庫は本来大同法実施以後の貢物調達を円滑に行うために作られた機関であり、それはまた貢納品を預買・積置しておく倉庫の役割も兼ねていたものである」と述べている。
- (12) 『承政院日記』第三六〇冊、肅宗二〇年七月一三日。
- (13) 同右、第六三三冊、英祖三年二月一八日。なお司贍寺は肅宗三二年(一七〇五)吏曹判書李頤命の建言により革罷された。
- (14) 同右、第六七二冊、英祖四年一〇月一八日
洪景輔。以戸曹言啓曰。……近來貢人輩。侈靡成習。万余石所受之価。尽帰浪費之資。応納之物種。全不措備。許多遺在。……故為設都庫。宣惠庁所給貢物之価。都入一庫。
- (15) 同右、第九四四冊、英祖一八年五月二日。
- (16) 同右、第六三三冊、英祖三年二月三〇日
正言趙明翼疏曰。……近年以來。國用倍蓰。元貢之外。亦有加納之事。而惠庁・地部。未即隨時給価。亦不趁即出給。隨其屬托之緊歇而為之。未布參半之規。違越事目。從其親疎而行之。且官司之私役貢人。明有朝家之禁令。而近不遵奉。以致難保之端。不一而足。曾以好貢物。稱之重価願買而不得者。今其半価而欲売。猶無願者。
- (17) 同右、第一一九三冊、英祖三七年五月一四日、同右、第一一九四冊、英祖三七年六月一日。

(18) 同右、第二二〇九冊、英祖三十八年八月二七日。

(19) 前註(4)姜、一七〇頁。

(20) 『承政院日記』第一一冊、孝宗元年正月一〇日、同右、第一一七冊、孝宗元年閏二月二日。

(21) 同右、第二四七冊、肅宗元年閏五月一〇日。

(22) 同右、第二五六冊、肅宗二年一〇月二四日

「工曹判書柳赫然」又所啓。訓練都監軍兵等。既有料布之自可資生。而其中有父母妻子之類。所給料布。勢難支過。或有工役資生者。或有販販資生者矣。向日軍兵之市業者。自朝家定式禁斷。而渠等手持之物。則使之勿禁發売者。意非偶然。……又所啓。氈笠・網巾。皆自砲手等所出。而發売資生者也。近來網巾塵人等。至於上言。戶曹覆啓。砲手則禁斷。市人則使之專利。殊甚未便。

なお須川は「手持之物」を「手に携ユげる小荷物」と推測している(須川書、八五頁)が、ここでは明らかに笠や網巾などを指している。氈笠は『承政院日記』第二五七冊、肅宗二年一月六日付の特進官李正英の上啓に「戰笠」とあり、軍人が被る笠の意かと思われる。

(23) 同右、第二六〇冊、肅宗三年五月一九日・六月二三日。

(24) 同右、第二七七冊、肅宗六年七月二日、同右、第三〇四冊、肅宗一〇年六月二三日、同右、第三五八冊、肅宗二〇年閏五月三日、同右、第五二二冊、肅宗四六年四月五日。

(25) 同右、第九一六冊、英祖一六年七月八日

大司成沈聖希疏曰。……蓋当初收税之規。生鮮乾魚。不居税中。只以沈塩魚。收税於商船。而已西革罷。蓋由於典僕輩作弊之故。而魚物塵人。乘時鬪發。以為沈魚亦是魚塵之貨利。水陸行商及京江主人。皆入於渠輩掌握。或称都庫。或称義契。殆同登壘者之罔利。靡有遺漏。不滿其欲。則輒以乱塵告官。而至彼重罪。商旅失利。怨声載路。京江居民。亦至廢業。

(26) 同右、第六九四冊、英祖五年九月一九日

趙翼命。以漢城府言啓曰。……今者沿江居民嚴時等呈狀。以為漁商船到泊京江。則內外魚物麇人等。成群出來。不計市直。廉價抑買。少或論價。膏稱亂麇。非但私自歐「毆」打。又復捉去法司。治罪懲贖。使不得聊生。魚商輩痛入骨髓。而強弱不敵。未及變通矣。

(27) 同右、第九七一冊、英祖二〇年四月二五日。

(28) 同右、第九三六冊、英祖一七年九月二〇日。

(29) 同右、第一〇〇九冊、英祖二二年一〇月二五日。

(30) 『各慶記事』地「外麇以麻浦船主人等設市事屢呈秋曹京兆故本麇相訟嚴治事」(癸丑二月)。もちろん被告らは都庫の開設を否定している。

(31) 『承政院日記』第九七六冊、英祖二〇年八月五日。また同右、第一〇二三冊、英祖二三年一月三日には「甲子年。京江塩商輩。欲免都庫之操縦。投属内司。自願納税」とあり、塩麇が都庫を営んでいたことが確認できる。

(32) 同右、第一〇九三冊、英祖二九年四月五日

李瑗対曰。……大抵魚物麇。有内外兩麇。而外麇在於江上。折價勒買。自專其利。而人或私相売買。則捉以亂麇。故船人失本而歸。物価由此而貴。其弊難支矣。臣欲罷其中佐飯・塩・醢等三麇。而靈城之意則不以為然矣。

(33) 同右、第一〇九三冊、英祖二九年四月二二日

瑗自袖中出節目以誦曰。此既領府事豊原君。為時任時。陳達筵中。使京兆啓下節目者也。四分之三。麇人次知買売。四分之一。船人任自和売。而不得為亂麇事。如是節目啓下。而即今麇人四分之一。則以為啓下公事。而依節目次知。乱麇禁条則不為遵行。並与其四分之一而使船人不得為和売。推此以觀。麇若不罷。則乱麇之弊。無路可革者。亦可驗矣。文秀曰。……各路船人。載物以來。則所謂有江主人。引接籠絡。使船人不得為渠擅渠物。而江人低仰「抑」定價買売。橫奪其利。麇人之弊。誠如李瑗之言。而江人之弊。亦如是多矣。

なお『各慶記事』天「塩魚和売後元数中每兩頭減一錢以補国役矣因船人輩称冤永為革罷乱麇嚴禁事」(乾隆一九年二月)によると、

この節目は甲子年に制定されたとある。また同書、地「外麿称以桶糞分半事争詰故呈訴本署得捷婦正事」(乙亥九月) および「外麿以全船打発非理之意誣訴刑曹故呈本署提問外麿則又以為西海塩魚段内三外一東南海塩魚及貢物受価則并分半云故等状嚴斥事」(癸亥一月) によると、癸亥・甲子・丙寅年(一六八三・八四・八六) 驪陽府院君(閔維重) により魚物取扱比率が内麿三・外麿一の割合で定式化されたとある。更に同書、地「刑曹堂上以都庫事執頗内外麿取招事」(乾隆一六年一月) にも、魚物の四分の一は外麿に購入権があったと記されている。

(34) 同右、第一〇九六冊、英祖二九年七月九日

瑁曰。臣意則前已尽達。江麿断然罷之宜矣。文秀曰。李瑁所謂罷之者。堂堂之論。而三江魚麿及塩麿・卵醢麿。合為五麿。而皆是三百年流來之麿也。如欲罷之。則此五麿。皆當並罷。豈不難乎。今若勿罷其麿。而罷其乱麿之弊。則好矣。晚曰。李瑁則以為。罷麿然後。可去乱麿都庫之弊云。朴文秀則以為。久麿罷之亦難。勿罷而救其弊端為好云。臣意則与靈城無異。而洪鳳漢及左右相意。亦皆如此矣。……鳳漢曰。宰臣之言雖是矣。而今雖罷之。非久必復出。若有勿罷而除其弊之道。則不必罷矣。臣聞銅雀江人。則先為折錢。納于魚物麿。魚物麿人。既捧錢之後。則不為管撰。許其任為買壳。故無受困之事云。使他江亦依此例為之則似好。而既納稅於均庁。又使折錢於魚物麿亦難矣。文秀曰。王政無偏。各麿皆有此弊。而独罷江麿。則豈不称冤乎。瑁曰。臣意則断然罷之為宜。而諸議既如此。置之好矣。

(35) 同右、第一〇九六冊、英祖二九年七月一日。

(36) 同右、第一一一〇冊、英祖三〇年八月二四日。

(37) 同右、第一一一五冊、英祖三二年正月一三日

行兵曹判書洪象漢曰。……至於松坡居民輩。締結京外中都兒輩乱麿之類。誘引三南及北道・嶺東商賈。皆聚會於此。而京人之以乱壳為業。畏禁吏者。亦往於此。名雖一月六場。而實則積置各麿物種於村中。日日買壳。以致京市之歲漸失利。若不罷此場。則京市無以為業。

(38) 同右、第一一八〇冊、英祖三六年四月二〇日、同右、第一一八四冊、英祖三六年八月三日、同右、第一一八七冊、英祖三六年

一月九日。

(39) 同右、第一一九三冊、英祖三十七年五月一日、同右、第一一九四冊、英祖三十七年六月一日。

(40) 同右、第一三二六冊、英祖四十七年四月二三日

翼譽曰。聖教及於市塵。臣有区区所懷。敢此仰達矣。近來城中。百物翔貴。蓋近來無論大小塵。皆有都家。欲貴則貴。欲賤則賤。便成中都會。勒定廉價。至於小小之塵。定塵外不容他人完買。便是專利。其弊莫甚。

(41) 同右、第一三八冊、英祖四十七年六月二三日。

(42) 同右、第一三五〇冊、英祖五〇年四月二十九日。

(43) 同右、第一三六〇冊、英祖五一年二月七日。

(44) 同右、第一三七二冊、英祖五一年二月二十九日。

(45) 同右、第一四三一冊、正祖二年一月二三日。

(46) 『各塵記事』地「梨峴七牌中都兒処永勿出完事呈訴京兆矣外塵不応至於相訟事」(乾隆四十六年四月)。なお同書、人「兩処乱塵人逐散事」(乾隆四十六年正月)によると、崔景允らは棧院の中都兒であると記されている。

(47) 『承政院日記』第一五一五冊、正祖六年八月七日。

(48) 同右、第一五一七冊、正祖六年九月二七日。

(49) 『各塵記事』天「棧院店民輩要在東北路都執物種恣乱壳故呈状坊營行會楊州官果有此習則頭民捉囚報營刑配之意贍付通衢後自楊州官贍給事」(戊申五月)。

(50) 『承政院日記』第一六八二冊、正祖一十四年一〇月二二日。

(51) 同右、第一四三三冊、正祖三年正月九日、同右、第一四五三冊、正祖三年一月二二日、同右、第一五一〇冊、正祖六年五月二六日。

(52) 同右、第一六九一冊、正祖一十五年六月二九日。

- (53) 同右、第一七〇〇冊、正祖一六年二月三〇日。
- (54) 同右、第一七一冊、正祖一六年一月二〇日。
- (55) 同右、第一八〇〇冊、正祖一二年一月一七日。
- (56) 同右、第一九五冊、純祖一一年三月二〇日。
- (57) 同右、第二〇八九冊、純祖一七年一月一〇日。
- (58) 同右、第二二一冊、純祖一七年正月一四日。
- (59) 李炳天「朝鮮後期 商品流通斗 旅客主人」『經濟史學』六号、一九八三年。
- (60) 拙書『清代財政史研究』汲古書院、二〇〇二年。
- (61) 前註(1)金、第五章「京主人の都賈活動」。